

令和6年度

那珂川沿岸農業水利事業（二期）

内茨幹線水路その9補足設計業務

特別仕様書

関東農政局 那珂川沿岸農業水利事業所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	令和6年度 那珂川沿岸農業水利事業（二期）内茨幹線水路その9補足設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的) 第1-2条	本業務は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき実施する工事に利用するため、過年度に検討した実施設計業務の成果を基に、内茨幹線水路その9工区の補足設計を行うものである。
(場所) 第1-3条	本業務において対象とする施設の場所は、茨城県水戸市五平町地内ほか位置し、別添施行位置図に示すとおりである。
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地立入等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	(1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 (2) 第三者照査の企業に要求される資格 - 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 - 関東農政局において、令和5・6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。 - 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 - 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 - 中立的、公平な立場で照査が可能なる者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 - 資本関係 - 親会社と子会社の関係にある - 親会社を同じくする子会社同士の関係にある - 人的関係 - 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている (3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○照査技術者と同等の技術者資格を有する者 (4) 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

項 目	内 容
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-6条 (一般事項) 第1-7条	(5) 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 (6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第5-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 (7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS 登録 共通仕様書第1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 (8) 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の迫完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

項 目	内 容		
(管理技術者) 第1-8条	管理技術者は、共通仕様書第1-6 条第3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。		
	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
	技 術 士	総 合 技 術 監 理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
		農 業	農業土木、農業農村工学
	博 士	農 学	－
	シビルコンサルティングマネージャー	農 業 土 木	－
(照査技術者) 第1-9条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7 条第2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。		
	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
	技 術 士	総 合 技 術 監 理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
		農 業	農業土木、農業農村工学
	博 士	農 学	－
	シビルコンサルティングマネージャー	農 業 土 木	－
	(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。		
	(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。		
(担当技術者) 第1-10条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。		
(配置技術者の確認) 第1-11条	共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。		
(保険加入) 第1-12条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。		
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	本業務の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 パイプライン（令和3年6月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。		

項 目	内 容			
(設計条件) 第2-2条	設計作業における設計条件は次のとおりである。 (1) 設計区間 起点 No. 0-23.378 ～ 終点 No. 6+25 L=530m (涸沼前川横断含む) 附帯施設 ： 五平分水工ほか 水理検討区間： No. 0-23.378 ～ No. 105+29.69 (播田実分水工) (2) 設計流量 本業務起点 ～ 五平分水工： Q=0.663m ³ /s 五平分水工 ～ 本業務終点： Q=0.572m ³ /s 五平分水工： 分水量 0.091m ³ /s (3) 設計水位 取水点水位 (内原調圧水槽)： HWL=88.63m、LWL=87.00m 本業務起点引継水位 (高根幹線終点)： WL=66.80m 水理検討区間終点水位 (播田実分水工分水位)： WL=40.70m			
(対象施設) 第2-3条	対象施設の概要は、次のとおりである。 ・内茨幹線管水路 ダクティル鋳鉄管 (ALW管) φ600mm、φ700mm L=530m 附帯工 分水工 1 箇所ほか			
(参考図書) 第2-4条	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表による図書の最新版を使用するものとする。			
	番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月
	1	たて込み簡易土留設計施工指針	たて込み簡易土留協会	2018年
	2	下水道用設計積算要領 管路施設 (推進工法) 編	(社) 日本下水道協会	2014年版
	3	推進工法用設計積算要領 小口径管推進工法 高耐荷力管 推進工法編	(社) 日本推進技術協会	2016年版
	4	下水道推進工法の指針と解説	(社) 日本下水道協会	2010年版
(貸与資料) 第2-5条	貸与資料は、次のとおりである。			
	分 類	貸 与 資 料		数 量
	設 計 設 計	平成28年度 内茨幹線水路基本設計業務	報告書	1 式
		平成29年度 内茨幹線水路実施設計その1 総合技術業務	報告書	1 式
	設 計	令和3年度 内茨幹線水路実施設計その2 業務	報告書	1 式
	工 事	令和3年度 高根幹線水路その9 工事	出来形図面	1 式
	工 事	令和4年度 内茨幹線水路その6 工事	出来形図面	1 式
	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。			

項 目	内 容		
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-6条	第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。		
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、作業の詳細は別紙 1-1, 1-2 作業項目内訳表に『○』印で示すものとする。 (1)設計作業		
	作 業 項 目	数 量	備 考
	1. パイプライン実施設計	L=478. 5m	別紙作業項目内訳表参照
	2. 推進工実施設計（河川横断）	L=51. 5m	
	3. 河川協議資料作成	1 式	
(設計作業の留意点) 第3-2条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第2-5条、第2-6条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.doを参照 ・新技術情報システム（NETIS）は、 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.aspを参照。 (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は、 http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照		
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条	契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂を会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。		

項 目	内 容
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条	ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等 イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。 (2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 (3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 (4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 (5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC番号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

項 目	内 容
	(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
第4章 業務管理 （情報共有システム） 第4-1条	(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
第5章 打合せ （打合せ） 第5-1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 設計作業着手の段階 第2回 中間打合せ（基本条件整理段階） 第3回 中間打合せ（計画・設計段階） 第4回 中間打合せ（細部設計段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第6章 成果物 （成果物） 第6-1条	成果物を共通仕様書第1 章第1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

項 目	内 容
(成果物の提出先) 第6-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 茨城県水戸市中河内町960-1 関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合 (7) 設計にあたり測量、地質調査の必要が生じた場合 (8) その他
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1ー1【パイプライン実施設計 作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	単位	作業実施欄	
			当初	変更
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	1 式	○	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1 式	○	
3 設計計画 (基本条件の検討)	詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。	1 式	○	
4 水理検討	詳細水理計算を行う。	1 式	○	
4-1 定常水理解析				
4-2 非定常水理解析	詳細水理計算を行う。	1 式	○	
5 構造計算	各実施断面について内外圧に対する詳細構造計算を行う。	1 式	○	
6 構造図作成	各タイプの構造詳細図及びスラストブロックと異形管構造詳細図等を作成する。	1 式	○	
7 附帯構造物	各構造物の詳細構造計算を行い決定する。	1 式	○	
8 附帯施設構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図を作成する。	1 式	○	
9 平面・縦断面図作成	詳細の平面縦断面図、管割図を作成する。	1 式	○	
10 土工図作成	施工法区分毎、土工数量等を記入した土工図を作成する。	1 式	○	
11 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管、附帯工、仮設工、材料等の詳細数量計算をする。	1 式	○	
12 施工計画	工程計画、施工順序、方法や主要仮設の施工計画等の詳細計画図を作成する。	1 式	○	
13 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	1 式	○	
14 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	1 式	○	
15 河川協議資料作成	河川横断面（推進工、五平分水工）について、河川法第24条（土地の占用の許可）及び26条（工作物の新築等の許可）に係る協議用資料（水理・構造計算書、占用面積計算書、施工計画、図面等）として各作業項目の成果をとりまとめ、河川協議用資料の作成を行う。	1 式	○	
16 総合検討	上記の作業について総合的に検討する。	1 式	○	
17 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	○	
18 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	○	

別紙1—2【推進工設計（河川横断部）作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	単位	作業実施欄	
			当初	変更
1 調査				
1-1 資料収集	基本設計図書、土質調査・試掘調査・その他必要な資料の収集及び確認	1 式	○	
1-2 現地作業	附帯施設の位置、立坑位置の選定、測距、高さの測定、横断の測定等	1 式	○	
2 設計計画	地下埋設物プロット、概略計画図作成、附帯施設の位置・立坑位置の計画、仮設・補助工法等の設計	1 式	○	
3 各種計算	管きょ・管基礎、推進力等の計算、仮設・補助工法等の計算	1 式	○	
4 設計図作成	系統図、平面図、縦断平面図、構造図等の作成	1 式	○	
5 数量計算	推進工、立坑、附帯施設、仮設、補助工法等の数量計算	1 式	○	
6 照査	設計計画の妥当性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性	1 式	○	
7 報告書作成	まとめ、概要書（設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、行程表等）作成	1 式	○	